

「証券保管振替機構の組織・運営のあり方に関する
ワーキング・グループ」(第8回)議事要旨

【開催日時】 平成12年11月13日(月) 午前10時~正午

【場所】 日本証券業協会 第1会議室

【主な議題】 「機構の預託促進と事務の効率化に向けた実務上の検討課題」について

【議事要旨】

前回到引き続き、預託促進と事務の効率化に向け提案された実務上の検討課題と対応の考え方について、次の項目にしたがって検討が行われた。

1. 法制度面の改善

- (1) 少数株主の権利行使(株主権の空白期間)
- (2) 単位未満株式の取扱い(登録単位未満株式の取扱い、非顕名単位未満株式の取扱い、端株の取扱い)
- (3) 海外CSDと決済のためのリンク機能
- (4) 外国人取得制限銘柄への対応
- (5) 株券「みなし預託」制度の拡充等(株式分割等、株券発行前の株券の取扱い、新規上場株式等の株券交付日前の取扱い、公募株券の預託)
- (6) 保振機構の参加者範囲の拡大(重層構造の法整備)
- (7) 清算機能の保振への集約
- (8) 法定帳簿の電子化(預り証、受渡計算書等の見直し)

2. 実務面の効率化

2-1 預託促進

- (1) 阻害要因の改善(証券の担保慣行の見直し、実質株主制度に関する諸問題、預託株券に関する諸問題)
- (2) インセンティブの向上(株券の貸借制度、単位未満株の買取請求、旧商号株券書換条件付預託の制限廃止、手数料に関する改善)

2-2 業務の効率化

- (1) 現行制度の改善(実質株主票上の印影管理、株主名簿属性管理期間の統一、照合用実質株主報告の廃止、保振取扱廃止銘柄、株式移転時のデータ更新の適正化、公開に際しての売出における取扱い、自社株消却時の取扱い、銘柄統合等の取扱い、システムに関する改善)
- (2) 新たなルールの構築(証券受付ルール、証券取引ルール、証券引出ルール)

- 2-3 その他(ネット・デビット・キャップ・モニター機能、コラテラル・モニター機能、フェイル分に関する自動的なマーケットクレーム、その他)

検討課題の中には、商法改正を要する問題など広範囲にわたっており、直ちに実現することが難しいものが多いことから、考え方の整理と課題の項目に不足がないかという観点から議論が行われた。主な項目の意見は次のとおりである。

1．法制度面の改善

(1) 少数株主の権利行使（株主権の空白期間）

- ・ 現実的な対応としては、株主名義の継続性を保振機関・参加者・発行会社との間で証明可能とするような措置が必要である。一方、将来的な課題としては、保振機構への預託をもって書換えと同等の効力とみなす措置を検討することも有効と考えられるが、その際には、買付者イコール名義人でないケースの検討も必要である。

(2) 単位未満株式の取扱い（登録単位未満株式の取扱い、非顕名単位未満株式の取扱い、端株の取扱い）

- ・ 単位未満株式の取扱い問題は単位株制度の根幹に関わる事項であり、商法上の検討が不可欠となるが、登録単位未満株式と非顕名単位未満株式については、両者を合算できるようにするなどセットで解決していくべき問題である。

(3) 外国人取得制限銘柄への対応

- ・ 外国人取得制限銘柄への対応については、いわゆる所有権的な部分と共有的な部分を分離可能かなど法律学者を交えた議論が必要である。
- ・ 米国DTCにおいては、外国人取得制限の基準まで達した場合には、それ以上外国人が取得できない仕組みになっており、そのような仕組みを日本に導入することを検討するのは有意義であると思われる。

(4) 株券「みなし預託」制度の拡充等（株式分割等、株券発行前の株券の取扱い、新規上場株式等の株券交付日前の取扱い、公募株券の預託）

- ・ 公募株券については「みなし預託」の活用により当初から株券の不所持申出が可能となるようにした方がよい。
- ・ 株式分割等については、みなし預託制度を活用することにより、効力発生日を割当日に近づけ、価格変動リスクの発生期間の短縮を図る必要がある。

2．実務面の効率化

2 - 1 預託促進

(1) 阻害要因の改善（証券の担保慣行の見直し、実質株主制度に関する諸問題、預託株券に関する諸問題）

- ・ 担保に係る現物引出しの抑制については、個人や事業法人の保振機構への預託率が高まってくれば、各金融機関はコスト対ベネフィットを勘案し、保管振替制度の下での担保化の利用が促進されるのではないかと考えられる。

一方、個社ベースの対応に任せることには限界があると思われ、業界全体としてルール等を設ける必要があると考える。また、今後、電子債権法等の新しい制度がつくられていく可能性があることも勘案し、現物引出しを行わないことによる事務の効率化を図ってはどうか。

- ・ 実質株主制度に関する諸問題として保振取扱非同意銘柄の存在があるが、同銘柄については株主優待が関係していると考えられるが、T + 1の対象外となることを説明する必要がある。

最後に、座長代理より、「機構の預託促進と事務の効率化に向けた実務上の検討課題については、本日の議論等を踏まえて、今後、報告書の形で取りまとめていくこととしたい。なお、次回会合の開催については、12月を考えているが、詳細については別途、連絡することとしたい。」旨の発言があり、今回の会合は終了した。

以 上

本議事要旨は暫定版であるため、今後修正があり得ます。

本件についてのご意見、お問い合わせは、下記まで電子メール又はお電話にてお寄せください。

日本証券業協会 公社債部

電子メール：saiken@jsda.or.jp

電話：03-3667-8456